

平成14年度市場モニタリングテスト結果

家庭用品品質表示法に係る試買テスト

「魔法瓶」

(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

平成14年度に、家庭用品品質表示法の対象製品である「魔法瓶」について同法の雑貨工業品品質表示規程に対する遵守状況を調査するため、試買テストを行いました。

テストの実施に当たっては、ガラス製卓上用魔法瓶を4銘柄、ステンレス製携帯用魔法瓶11銘柄、計15銘柄(日本製品4銘柄、輸入品11銘柄)を市場から購入し、テスト対象商品としました。

テストの結果は、15銘柄中12銘柄が雑貨工業品品質表示規程に不適合でした。

品質に係る主な不適合例を挙げると、「保温効力」のテスト結果(実測値)が表示よりも低かったものが3銘柄、「実容量」のテスト結果(実測値)が、表示に対して、雑貨工業品品質表示規程に定められた許容範囲(±5%)を超えて不足していたものが2銘柄ありました。

また、最も多かった不適合内容は、材料の種類の表示であり、その例を挙げると、口金部の材料の表示がない、指定用語である「ステンレス鋼」と表示すべきところを他の用語を用いていた、中瓶の材料が「ソーダ石灰ガラス」のものを「ほうけい酸ガラス」と表示していたなどです。

不適合事項についてまとめると次のとおりです。

不適合事項	該当銘柄数
品名の表示において、指定用語を用いていなかったもの。	5
実容量のテスト結果(実測値)が、表示に対して、許容範囲(±5%)を超えて不足していたもの。	2
保温効力のテスト結果(実測値)が、表示よりも低かったもの。	3
使用材料の種類の表示において、表示がないもの、材料の種類が表示と異なるもの等。	9
「使用上の注意」事項の表示が不足していたもの。	2
表示者名の表示が不適合であったもの。	2

(注)該当銘柄数では、1銘柄で複数の不適合事項に該当するものは重複集計している。

なお、当機構では、不適合と考えられる表示を行っていた表示者に対して、テスト結果を提示し当該表示者の見解及び対応策について聴取を行い、テスト結果と共に経済産業省に報告しました。この報告に基づき、経済産業省から当該表示者に対し改善指導が行われました。